

# 令和元年度 市民意識調査

## 市民のモラル・マナーについて

### (中間報告)

#### 1 調査の概要

目的	<p>本市では、迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例（基本条例）」を平成20年4月より施行している。また、同条例に基づき、「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定し、現在は第2次計画期間（平成27年度～令和元年度）を実施するなど、モラル・マナーアップを通じて、環境首都にふさわしい、迷惑行為のない、思いやりと優しさにあふれたまち・北九州市の実現を目指す取り組みを行っている。</p> <p>そこで今年度は「市民のモラル・マナーについて」をテーマとして、更なるモラル・マナーアップ推進に向けた課題を把握し、今後の施策検討の資料とする。</p>
項目	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共の場での市民のモラル・マナーについて</li><li>・あなたご自身のモラル・マナーについて</li><li>・モラル・マナー向上に効果的な取り組みについて</li><li>・「モラルアップ・マナー関連条例」の認知度について など</li></ul>
方法	調査対象者に、選択肢を選んでもらう自記入方式
対象者	<p>市内に居住する18歳以上の男女個人 3,000人</p> <p>&lt;標本抽出の方法&gt;</p> <p>平成31年3月31日現在の住民基本台帳(806,451人)を基に等間隔抽出した。</p>
実施方法	郵送調査
時期	令和元年 5月19日 ~ 令和元年 6月15日
有効回収数	1,201 (有効回収率 40.0%)
担当課	市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課 (582-2866)

## 2 回答者の構成

N : 1,201人

性別	男性	女性	無回答				
	38.7% 465人	60.6% 728人	0.7% 8人				
年齢	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
	6.7% 81人	9.3% 112人	16.0% 192人	16.3% 196人	21.1% 253人	29.9% 359人	0.7% 8人
居住歴	1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	30年未満
	1.3% 16人	0.4% 5人	0.2% 2人	3.7% 44人	4.7% 57人	11.2% 135人	13.3% 160人
	30年以上	無回答					
	64.5% 775人	0.6% 7人					
職業	自営業	自由業	会社員	公務員・教員	農・林・漁業	主婦・主夫 (パートなど)	主婦・主夫 (専業)
	5.9% 71人	1.0% 12人	26.1% 313人	2.8% 34人	0.3% 4人	16.7% 201人	18.5% 222人
	学生	無職	その他	無回答			
	1.3% 16人	22.0% 264人	4.5% 54人	0.8% 10人			
居住区	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
	10.5% 126人	17.2% 207人	20.2% 243人	9.6% 115人	7.3% 88人	28.5% 342人	6.7% 80人

## 3 調査結果の概要

### 1 公共の場での市民のモラル・マナーについて

- 以前と比べ、低下していると感じる市民のモラルやマナーについて尋ねたところ、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(63.8%)が最も多く、次いで「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(61.9%)、「飼い犬のふんを放置すること」(54.7%)の順で続き、これらは5割以上となっている。
- 低下していると感じるモラル・マナーのうち、特に不快または危険と感じるものを尋ねたところ、「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(44.4%)が最も多く、次いで、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(37.5%)、「飼い犬のふんを放置すること」(35.4%)の順で続き、これらは3割以上となっている。

### 2 あなたご自身のモラル・マナーについて

- この1年間で、ご自身が迷惑行為をしたかを尋ねたところ、「まったく心当たりが『ない』」(54.6%)が5割半ばを占めている。
- 迷惑行為をしたことが『ある』人に迷惑行為の内容を尋ねたところ、「迷惑駐車」(29.5%)が最も多く、3割弱となっている。次いで「家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと」(28.9%)、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(22.3%)の順になっている。
- さらに、迷惑行為をしたことが『ある』人に迷惑行為をした理由を尋ねたところ、「周りに迷惑をかけていると思わなかったから」を選んだ割合が最も多かった迷惑行為は、「公共の場所で喫煙をすること」(31.6%)で、次いで「あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること」(16.7%)、「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(16.2%)

の順になっている（標本数Nが少ない〔9サンプル以下〕の項目を除く）。

### 3 モラル・マナー向上に効果的な取り組みについて

- 市民のモラル・マナー向上に効果的な取り組みについては、「学校教育や家庭でのしつけにより、社会のルールやマナーを身につけさせる」（53.7%）が最も多く、5割強となっている。次いで「モラル・マナーは個人の問題なので、市民一人ひとりが自覚を高める」（48.3%）、「法律や条例などで罰金を科すなど、規制を強化する」（43.5%）の順になっている。

### 4 「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度について

- 「モラル・マナーアップ関連条例」を知っているかを尋ねたところ、「知らなかった」（66.8%）が7割弱を占めている。

### 5 「迷惑行為防止重点地区」の認知度と現状について

- 「迷惑行為防止重点地区」について知っているかを尋ねたところ、「全く知らなかった」（41.4%）が最も多く、次いで「小倉都心地区（JR小倉駅小倉城口前、商店街、勝山公園など）については知っていた」（32.6%）、「どちらも知っていた」（18.3%）の順になっている。
- 「迷惑行為防止重点地区」を1つでも知っている人に、「小倉都心地区」の迷惑行為の現状を尋ねたところ、「やや改善された」（38.9%）が最も多く、次いで「大いに改善された」（23.8%）、「わからない」（19.1%）の順になっている。「大いに改善された」と「やや改善された」を合わせた『改善された』は62.7%で、6割強を占めている。
- 同じく、「迷惑行為防止重点地区」を1つでも知っている人に、「黒崎副都心地区」の迷惑行為の現状を尋ねたところ、「わからない」（31.0%）が最も多く、次いで「やや改善された」（20.0%）、「大いに改善された」（11.2%）との順になっている。「大いに改善された」と「やや改善された」を合わせた『改善された』は31.2%で、3割強を占めている。

### 6 あなたがお住まいの地域の、迷惑行為防止活動の有無

- お住まいの地域で迷惑行為防止のための活動が行われているかを尋ねたところ、「わからない」（67.6%）が最も多く、7割弱を占めている。次いで、「行われていない」（15.5%）、「行われている」（11.1%）の順になっている。

### 7 「迷惑行為防止活動推進地区」の認知度について

- 「迷惑行為防止活動推進地区」について知っているかを尋ねたところ、「知らなかった」（86.3%）が9割弱を占めている。

### 8 あなたが参加可能なモラル・マナーの向上のための取り組みについて

- モラル・マナーの向上のために参加や協力ができる取り組みは、「自分自身のモラル・マナーの向上につとめる」（86.9%）が最も多く、9割弱となっている。次いで「家族への教育やしつけを行う」（55.9%）、「自治会、町内会などの地域活動でモラル・マ

ナーの向上に取り組む」(24.4%)の順となっている。

9 あなたがお住まいの地域の迷惑行為の状況について

- あなたのお住まいの地域における迷惑行為の状況について尋ねたところ、「やや改善された」(41.3%)が最も多く、4割強を占めている。次いで「以前と変わらない」(26.4%)、「わからない」(24.4%)となっている。「大いに改善された」と「やや改善された」を合わせた『改善された』は47.5%で、5割弱を占めている。

#### 4 調査の結果

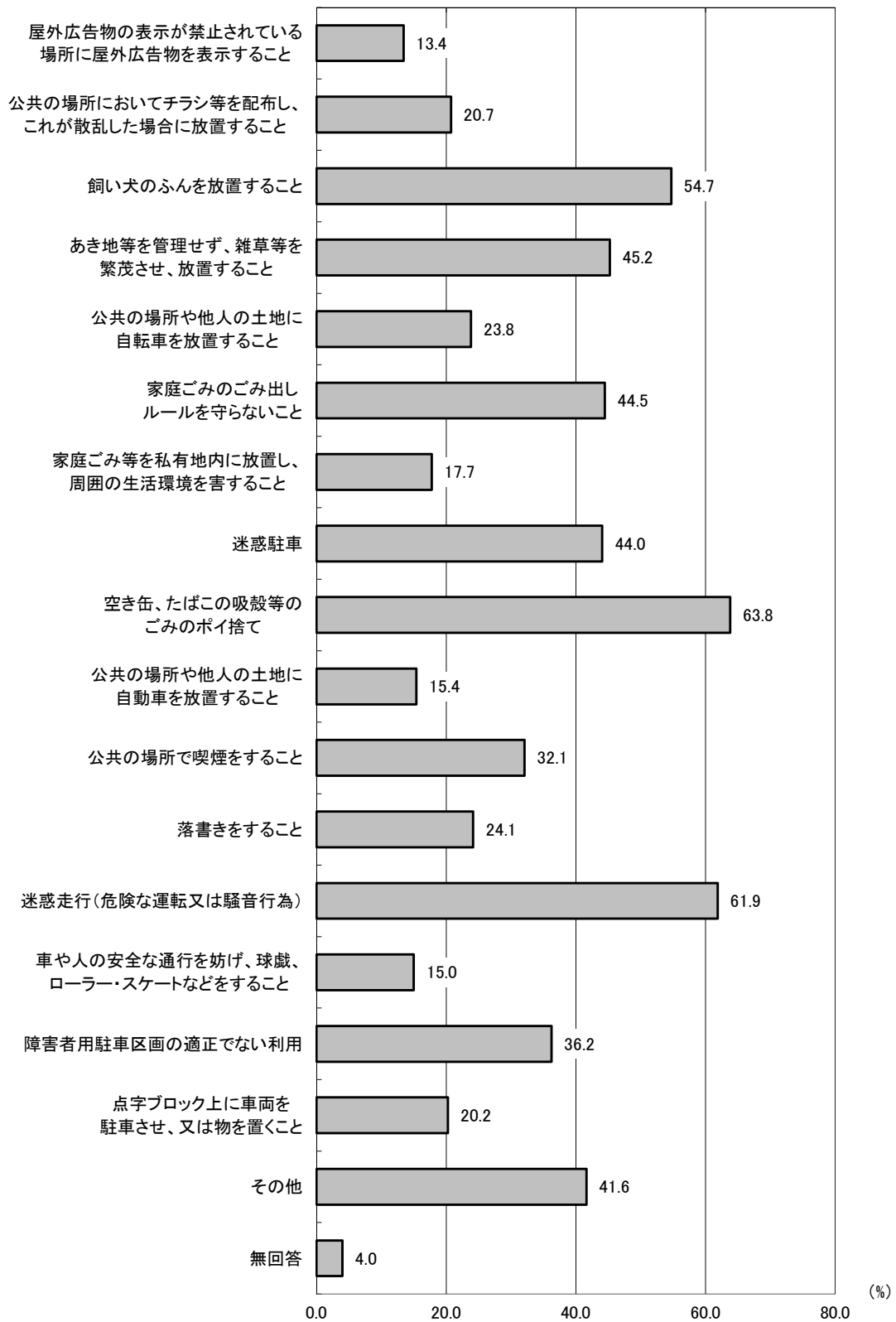
##### (1) 公共の場での市民のモラル・マナーについて

問2(1) あなたは、以前と比べ、市民のモラルやマナーが低下していると感じるのはどんなことですか。次の中からいくつでも選んでください。

N : 1,201

項目	回答数(人)	割合(%)
1 屋外広告物の表示が禁止されている場所に屋外広告物を表示すること	161	13.4
2 公共の場所においてチラシ等を配布し、これが散乱した場合に放置すること	249	20.7
3 飼い犬のふんを放置すること	657	54.7
4 あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること	543	45.2
5 公共の場所や他人の土地に自転車を放置すること	286	23.8
6 家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと	534	44.5
7 家庭ごみ等を私有地内に放置し、周囲の生活環境を害すること	213	17.7
8 迷惑駐車	529	44.0
9 空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て	766	63.8
10 公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること	185	15.4
11 公共の場所で喫煙をすること	385	32.1
12 落書きをすること	290	24.1
13 迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)	743	61.9
14 車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること	180	15.0
15 障害者用駐車区画の適正でない利用	435	36.2
16 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと	243	20.2
17 その他	500	41.6
無回答	48	4.0

- ◇ 以前と比べ、低下していると感じるモラル・マナーは、
- 1位 「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(63.8%)
  - 2位 「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(61.9%)
  - 3位 「飼い犬のふんを放置すること」(54.7%)

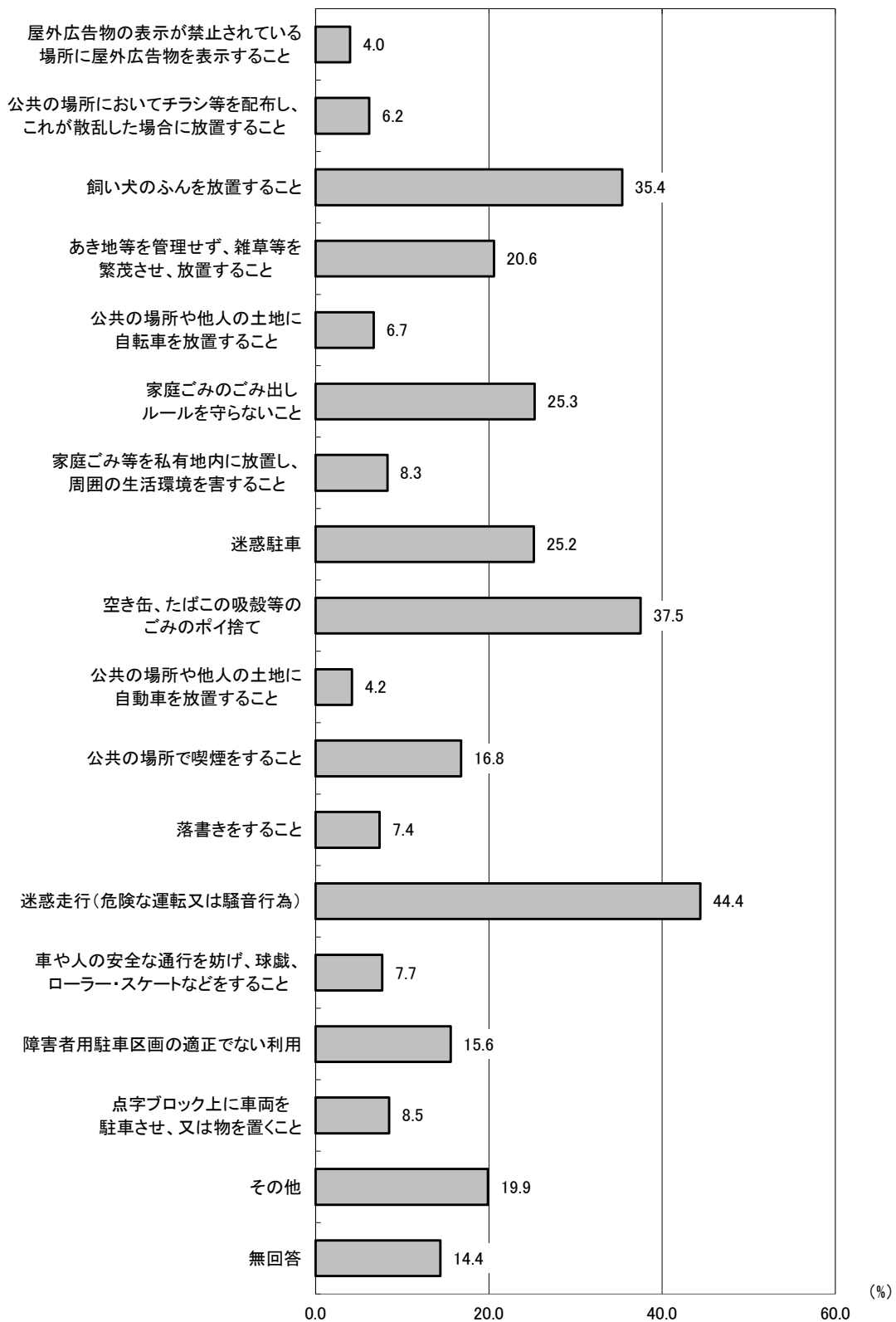


問2(2) (1)で選んだ項目のうち、あなたが、特に不快または危険と感じるものを、5つまで選んでください。

N : 1,153人

項目	回答数(人)	割合(%)
1 屋外広告物の表示が禁止されている場所に屋外広告物を表示すること	46	4.0
2 公共の場所においてチラシ等を配布し、これが散乱した場合に放置すること	72	6.2
3 飼い犬のふんを放置すること	408	35.4
4 あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること	238	20.6
5 公共の場所や他人の土地に自転車を放置すること	77	6.7
6 家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと	292	25.3
7 家庭ごみ等を私有地内に放置し、周囲の生活環境を害すること	96	8.3
8 迷惑駐車	291	25.2
9 空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て	432	37.5
10 公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること	49	4.2
11 公共の場所で喫煙をすること	194	16.8
12 落書きをすること	85	7.4
13 迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)	512	44.4
14 車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること	89	7.7
15 障害者用駐車区画の適正でない利用	180	15.6
16 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと	98	8.5
17 その他	229	19.9
無回答	166	14.4

- ◇ (1)で選んだ項目のうち特に不快または危険と感じるものは、
- 1位 「迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)」(44.4%)
  - 2位 「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(37.5%)
  - 3位 「飼い犬のふんを放置すること」(35.4%)





(2) あなたご自身のモラル・マナーについて

問3 恐縮ですが、あなたご自身のことでお答え下さい。あなたはこの1年間で、問2に示した16項目の迷惑行為をしたことが、1つでもありますか、それともありませんか。

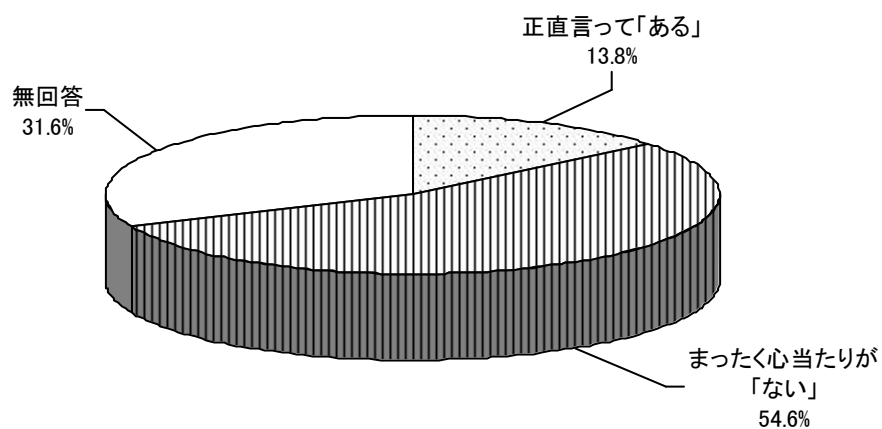
N : 1,201人

項目	回答数(人)	割合(%)
1 正直言って「ある」	166	13.8
2 まったく心当たりが「ない」	656	54.6
無回答	379	31.6

◇ あなたご自身がこの1年間で、問2に示した迷惑行為をしたことは、

1位 「まったく心当たりが『ない』」(54.6%)

2位 「正直言って『ある』」(13.8%)



□ 正直言って「ある」

□ まったく心当たりが「ない」

□ 無回答

副問3-1 問3で「1 ある」と回答した方におたずねします。

この1年間にあなたがしたモラル・マナー違反の内容を、次の内容からいくつでも選んで下さい。

N : 166人

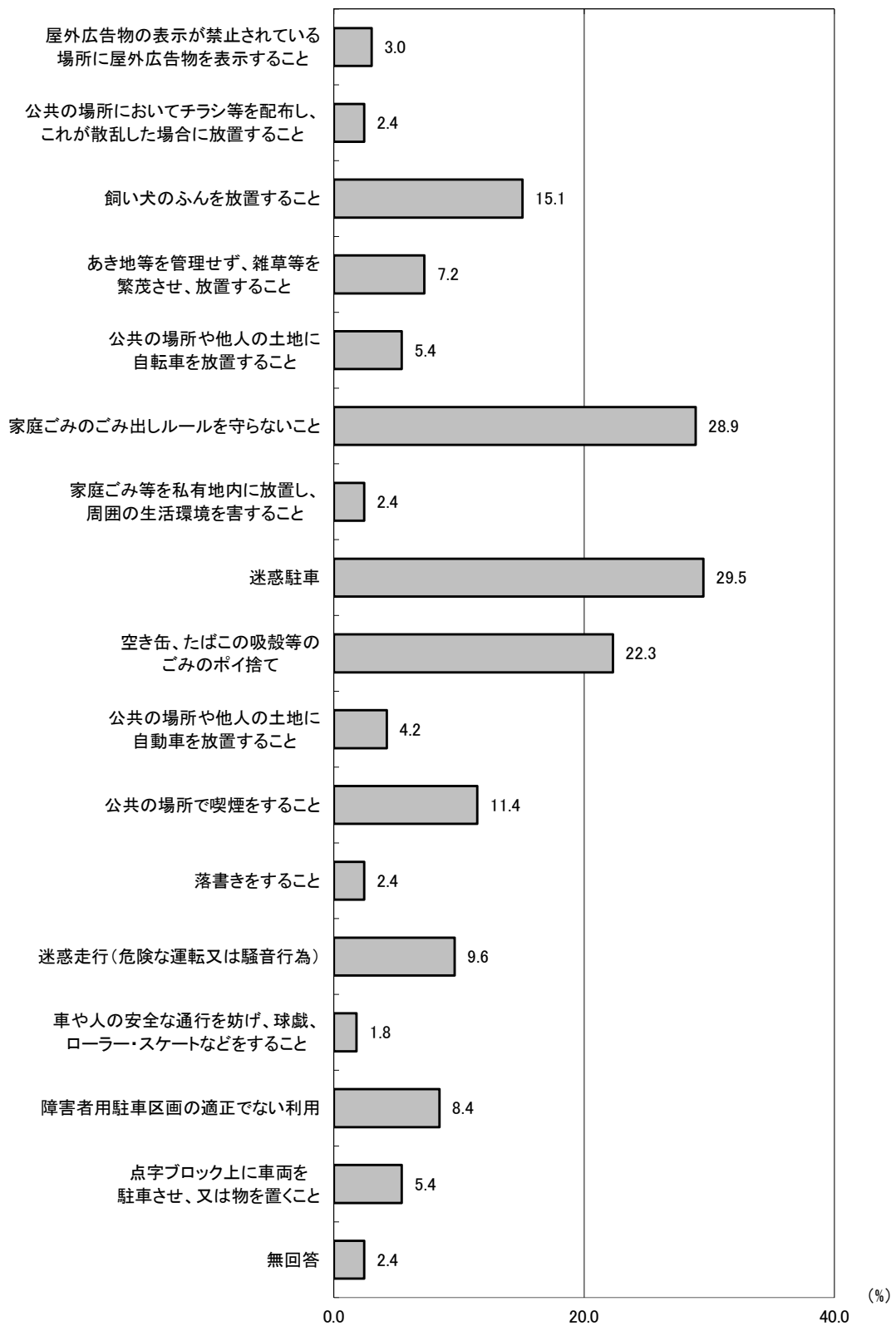
項目	回答数(人)	割合(%)
1 屋外広告物の表示が禁止されている場所に屋外広告物を表示すること	5	3.0
2 公共の場所においてチラシ等を配布し、これが散乱した場合に放置すること	4	2.4
3 飼い犬のふんを放置すること	25	15.1
4 あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること	12	7.2
5 公共の場所や他人の土地に自転車を放置すること	9	5.4
6 家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと	48	28.9
7 家庭ごみ等を私有地内に放置し、周囲の生活環境を害すること	4	2.4
8 迷惑駐車	49	29.5
9 空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て	37	22.3
10 公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること	7	4.2
11 公共の場所で喫煙をすること	19	11.4
12 落書きをすること	4	2.4
13 迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)	16	9.6
14 車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること	3	1.8
15 障害者用駐車区画の適正でない利用	14	8.4
16 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと	9	5.4
無回答	4	2.4

◇ この1年間にあなたがしたモラル・マナー違反の内容は、

1位 「迷惑駐車」(29.5%)

2位 「家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと」(28.9%)

3位 「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(22.3%)



副問3-2 同じく、問3で「1 ある」と回答した方におたずねします。

あなたが迷惑行為をした理由は何ですか。副問題3-1であなたが違反したと回答した項目それぞれについて、理由の該当欄に1つずつ○をつけてください。

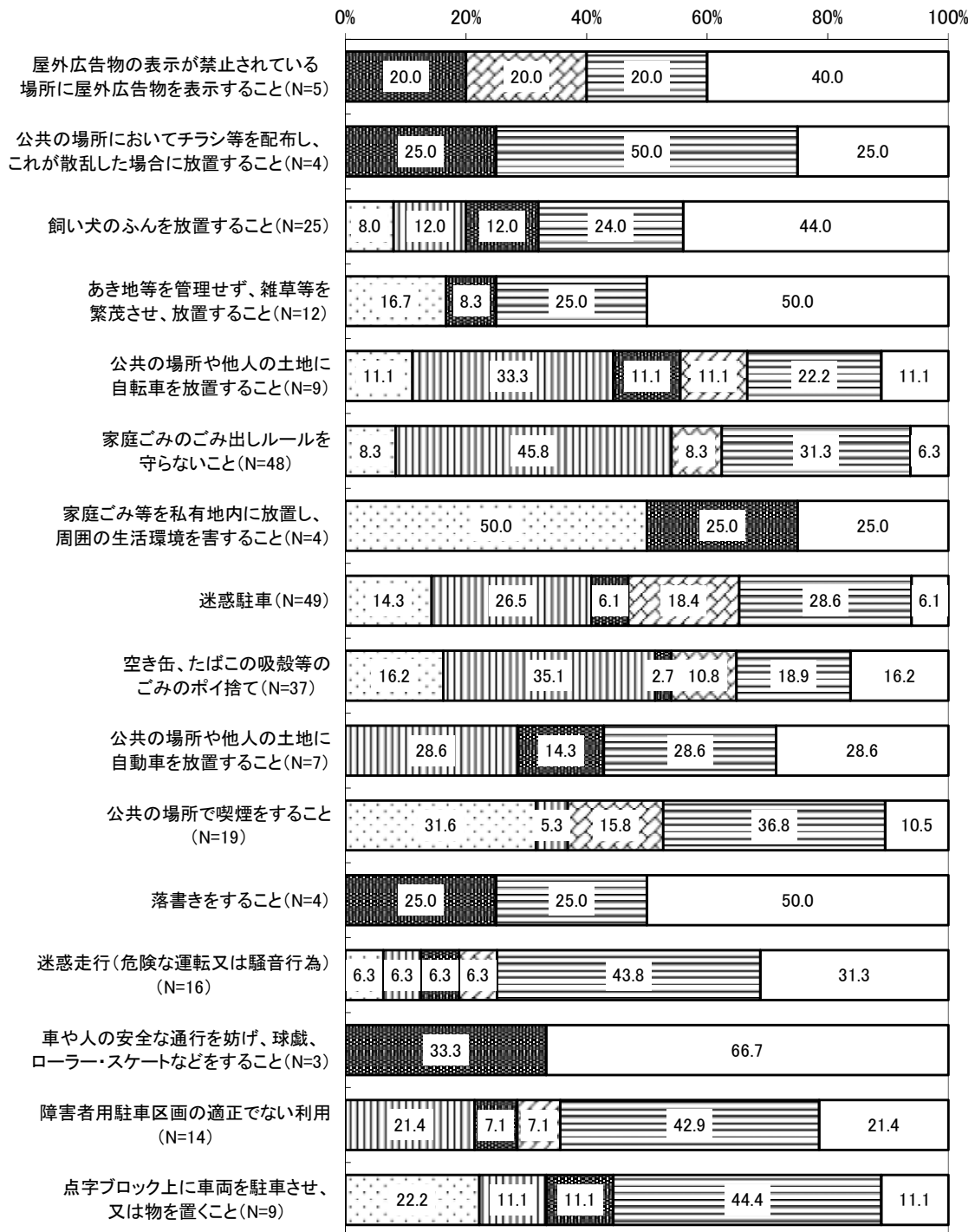
上段：回答数（人） 下段：割合（％）

項目	N	周りに迷惑をかけていると思わなかったから	面倒だったから	罰則・罰金がなかったから	みんながしているから	その他	無回答
1 屋外広告物の表示が禁止されている場所に屋外広告物を表示すること	5	0	0	1	1	1	2
	100.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	40.0
2 公共の場所においてチラシ等を配布し、これが散乱した場合に放置すること	4	0	0	1	0	2	1
	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0	25.0
3 飼い犬のふんを放置すること	25	2	3	3	0	6	11
	100.0	8.0	12.0	12.0	0.0	24.0	44.0
4 あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること	12	2	0	1	0	3	6
	100.0	16.7	0.0	8.3	0.0	25.0	50.0
5 公共の場所や他人の土地に自転車を放置すること	9	1	3	1	1	2	1
	100.0	11.1	33.3	11.1	11.1	22.2	11.1
6 家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと	48	4	22	0	4	15	3
	100.0	8.3	45.8	0.0	8.3	31.3	6.3
7 家庭ごみ等を私有地内に放置し、周囲の生活環境を害すること	4	2	0	1	0	0	1
	100.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0
8 迷惑駐車	49	7	13	3	9	14	3
	100.0	14.3	26.5	6.1	18.4	28.6	6.1
9 空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て	37	6	13	1	4	7	6
	100.0	16.2	35.1	2.7	10.8	18.9	16.2
10 公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること	7	0	2	1	0	2	2
	100.0	0.0	28.6	14.3	0.0	28.6	28.6
11 公共の場所で喫煙をすること	19	6	1	0	3	7	2
	100.0	31.6	5.3	0.0	15.8	36.8	10.5
12 落書きをすること	4	0	0	1	0	1	2
	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0
13 迷惑走行（危険な運転又は騒音行為）	16	1	1	1	1	7	5
	100.0	6.3	6.3	6.3	6.3	43.8	31.3
14 車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること	3	0	0	1	0	0	2
	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
15 障害者用駐車区画の適正でない利用	14	0	3	1	1	6	3
	100.0	0.0	21.4	7.1	7.1	42.9	21.4
16 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと	9	2	1	1	0	4	1
	100.0	22.2	11.1	11.1	0.0	44.4	11.1

◇ 迷惑行為をした理由で、「周りに迷惑をかけていると思わなかったから」を選んだ割合が高い項目は、

- 1位 「公共の場所で喫煙をすること」(31.6%)
- 2位 「あき地等を管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること」(16.7%)
- 3位 「空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て」(16.2%)

※標本数Nが少ない(9サンプル以下)の項目を除く。



周りに迷惑をかけていると思わなかったから  
 面倒だったから  
 罰則・罰金がなかったから  
 みんながしていたから  
 その他  
 無回答

(3) モラル・マナー向上に効果的な取り組みについて

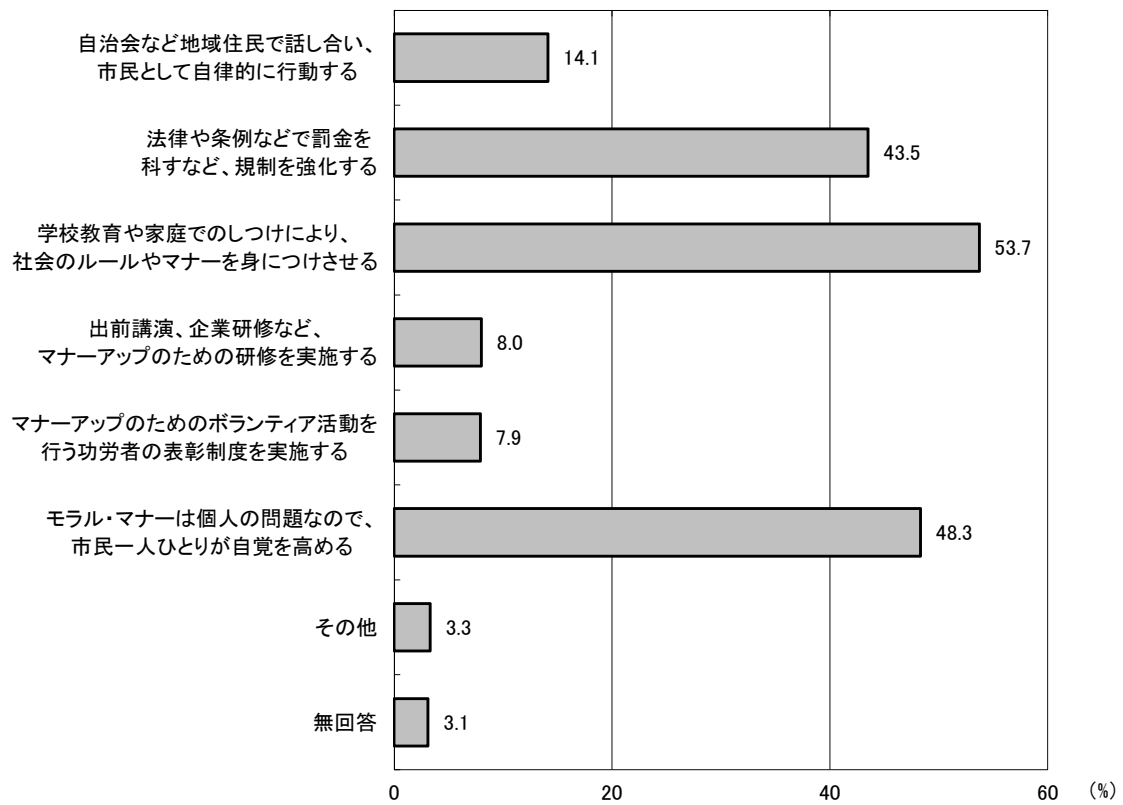
問4 ここからは、全ての方におたずねします。市民のモラル・マナーがもっとよくなるためには、あなたは、どのような取り組みが特に効果的だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

N : 1,201人

項目	回答数(人)	割合(%)
1 自治会など地域住民で話し合い、市民として自律的に行動する	169	14.1
2 法律や条例などで罰金を科すなど、規制を強化する	522	43.5
3 学校教育や家庭でのしつけにより、社会のルールやマナーを身につけさせる	645	53.7
4 出前講演、企業研修など、マナーアップのための研修を実施する	96	8.0
5 マナーアップのためのボランティア活動を行う功労者の表彰制度を実施する	95	7.9
6 モラル・マナーは個人の問題なので、市民一人ひとりが自覚を高める	580	48.3
7 その他	40	3.3
無回答	37	3.1

◇ モラル・マナー向上に効果的だと思う取り組みは、

- 1位 「学校教育や家庭でのしつけにより、社会のルールやマナーを身につけさせる」(53.7%)
- 2位 「モラル・マナーは個人の問題なので、市民一人ひとりが自覚を高める」(48.3%)
- 3位 「法律や条例などで罰金を科すなど、規制を強化する」(43.5%)



(4)「モラル・マナーアップ関連条例」の認知度について

問5 迷惑行為を防止するために、「モラル・マナーアップ関連条例」が制定されていることをご存知でしたか。

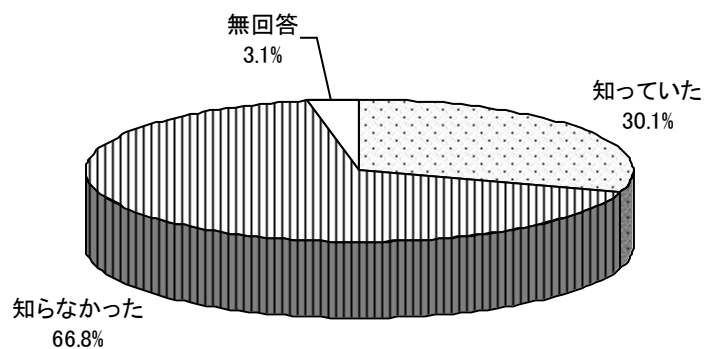
N : 1,201 人

項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 知っていた	362	30.1
2 知らなかった	802	66.8
無回答	37	3.1

◇ 「モラル・マナーアップ関連条例」が制定されていることを、

1位 「知らなかった」(66.8%)

2位 「知っていた」(30.1%)



□ 知っていた

▣ 知らなかった

□ 無回答



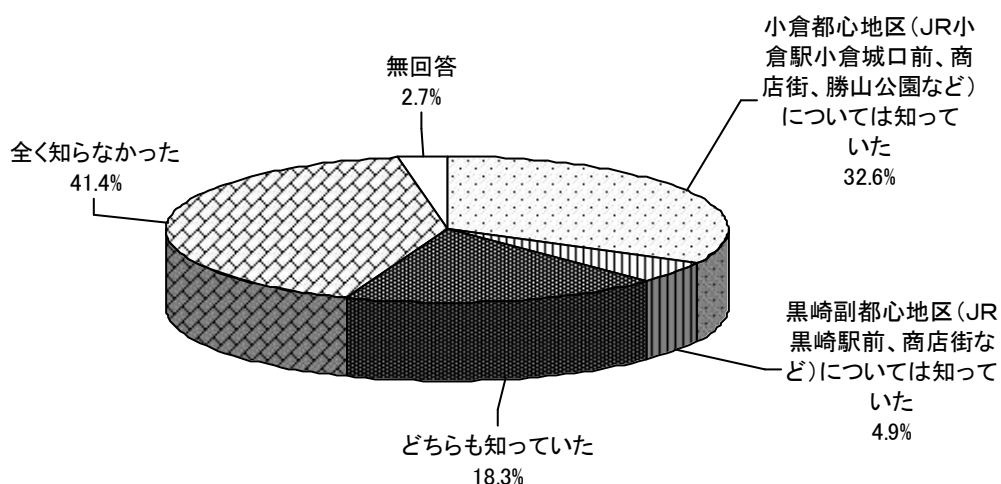
(5) 「迷惑行為防止重点地区」の認知度と現状について

問6 「路上喫煙」や「ごみのポイ捨て」などの迷惑行為を行った場合、条例に基づき過料1,000円が徴収される「迷惑行為防止重点地区」についてご存知でしたか。次の中から1つだけ選んでください。

N : 1,201人

項目	回答数(人)	割合(%)
1 小倉都心地区(JR小倉駅小倉城口前、商店街、勝山公園など)については知っていた	392	32.6
2 黒崎副都心地区(JR黒崎駅前、商店街など)については知っていた	59	4.9
3 どちらも知っていた	220	18.3
4 全く知らなかった	497	41.4
無回答	33	2.7

- ◇ 「迷惑行為防止重点地区」を、
- 1位 「全く知らなかった」(41.4%)
  - 2位 「小倉都心地区(JR小倉駅小倉城口前、商店街、勝山公園など)については知っていた」(32.6%)
  - 3位 「どちらも知っていた」(18.3%)



- |   |   |
|---|---|
| □ | 小倉都心地区(JR小倉駅小倉城口前、商店街、勝山公園など)については知っていた |
| ▣ | 黒崎副都心地区(JR黒崎駅前、商店街など)については知っていた         |
| ■ | どちらも知っていた                               |
| ▤ | 全く知らなかった                                |
| □ | 無回答                                     |

副問 6-1 4 「全く知らなかった」以外の回答をした方におたずねします。

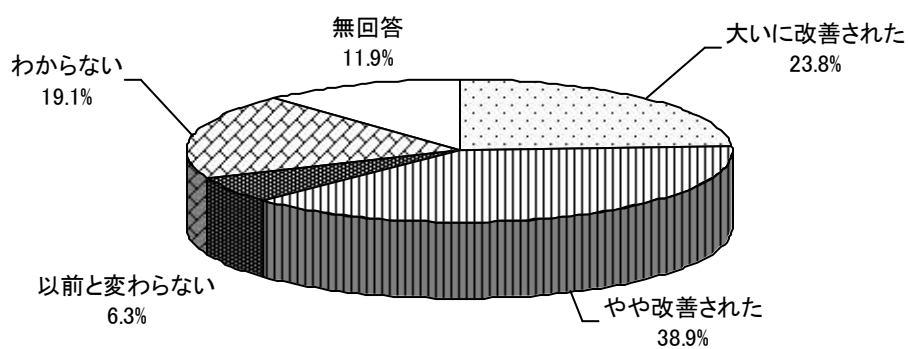
迷惑行為防止重点地区における迷惑行為の現状をどう思いますか。地区ごとの該当欄に1つずつ○をつけてください。

① 小倉都心地区

N : 671 人

項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 大いに改善された	160	23.8
2 やや改善された	261	38.9
3 以前と変わらない	42	6.3
4 わからない	128	19.1
無回答	80	11.9

- ◇ 「小倉都心地区」の迷惑行為の現状は、
- 1位 「やや改善された」(38.9%)
  - 2位 「大いに改善された」(23.8%)
  - 3位 「わからない」(19.1%)



□ 大いに改善された □ やや改善された ■ 以前と変わらない ▨ わからない □ 無回答

副問 6-1 4 「全く知らなかった」以外の回答をした方におたずねします。

迷惑行為防止重点地区における迷惑行為の現状をどう思いますか。地区ごとの該当欄に1つずつ○をつけてください。

② 黒崎副都心地区

N : 671 人

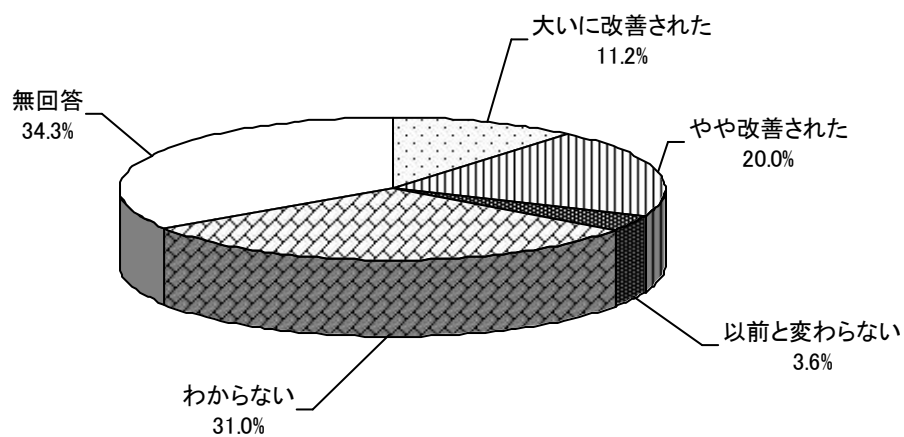
項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 大いに改善された	75	11.2
2 やや改善された	134	20.0
3 以前と変わらない	24	3.6
4 わからない	208	31.0
無回答	230	34.3

◇ 「黒崎副都心地区」の迷惑行為の現状は、

1位 「わからない」(31.0%)

2位 「やや改善された」(20.0%)

3位 「大いに改善された」(11.2%)



□ 大いに改善された □ やや改善された ■ 以前と変わらない ▨ わからない □ 無回答

(6) あなたがお住まいの地域の、迷惑行為防止活動の有無について

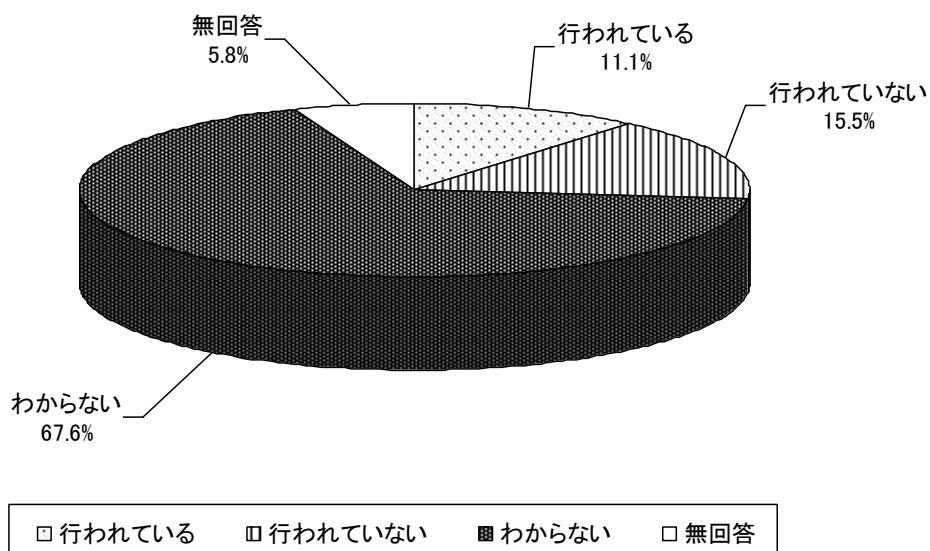
問7 あなたのお住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動が行われていますか。次の中から1つだけ選んでください。

N : 1,201 人

項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 行われている	133	11.1
2 行われていない	186	15.5
3 わからない	812	67.6
無回答	70	5.8

◇ お住まいの地域で、迷惑行為の防止のための活動は、

- 1位 「わからない」(67.6%)
- 2位 「行われていない」(15.5%)
- 3位 「行われている」(11.1%)



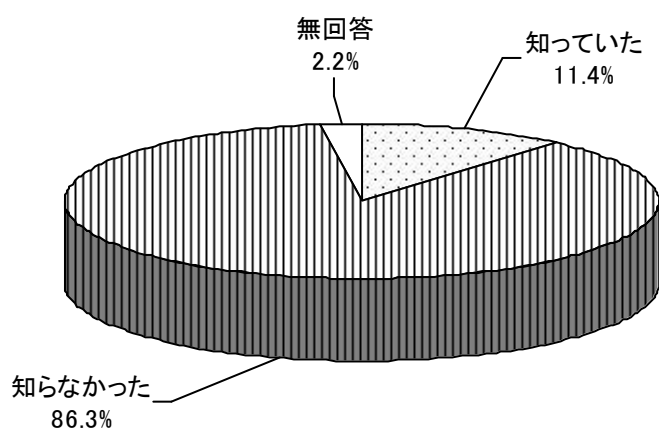
(7) 「迷惑行為防止活動推進地区」の認知度について

問8 地域団体による迷惑行為の防止に向けた活動を市が支援する「迷惑行為防止活動推進地区」として、市内に5地区（門司港レトロ地区、若松南海岸地区、下曽根駅南側大通り地区、八幡駅前地区、戸畑駅前浅生地区）を指定していますが、「迷惑行為防止活動推進地区」についてご存知でしたか。

N : 1,201人

項目	回答数（人）	割合（%）
1 知っていた	137	11.4
2 知らなかった	1,037	86.3
無回答	27	2.2

- ◇ 「迷惑行為防止活動推進地区」を、  
 1位 「知らなかった」(86.3%)  
 2位 「知っていた」(11.4%)



□ 知っていた

▣ 知らなかった

□ 無回答

(8) あなたが参加可能なモラル・マナーの向上のための取り組みについて

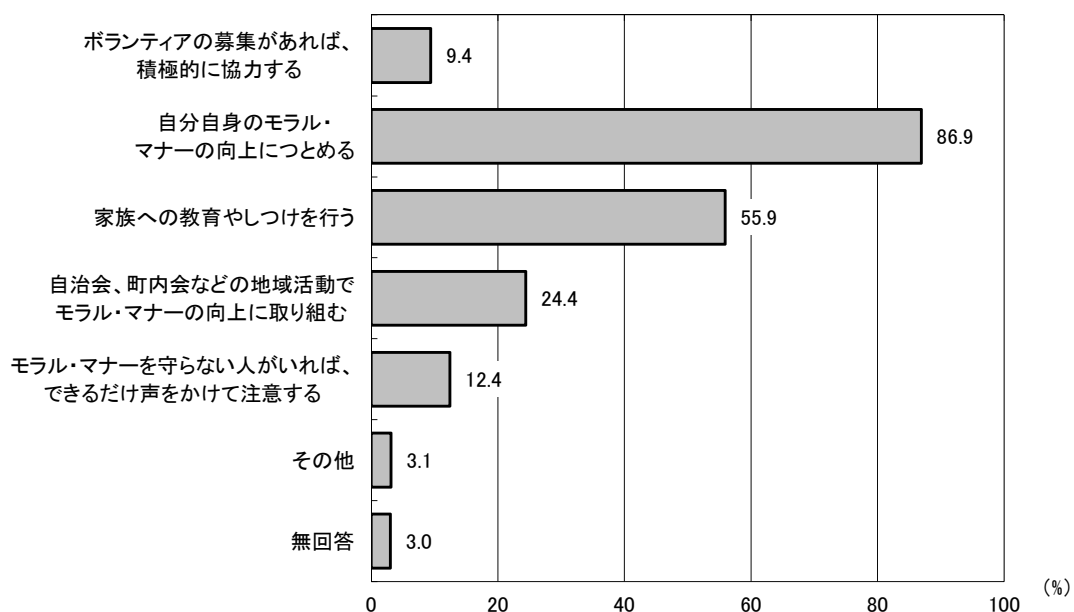
問9 モラル・マナーの向上のためには、さまざまな取り組みがあります。あなたなら、どのような取り組みへ参加や協力ができるとお考えですか。次の中からいくつでも選んでください。

N : 1,201人

項目	回答数(人)	割合(%)
1 ボランティアの募集があれば、積極的に協力する	113	9.4
2 自分自身のモラル・マナーの向上につとめる	1,044	86.9
3 家族への教育やしつけを行う	671	55.9
4 自治会、町内会などの地域活動でモラル・マナーの向上に取り組む	293	24.4
5 モラル・マナーを守らない人がいれば、できるだけ声をかけて注意する	149	12.4
6 その他	37	3.1
無回答	36	3.0

◇ あなたに参加や協力が可能な取り組みは、

- 1位 「自分自身のモラル・マナーの向上につとめる」(86.9%)
- 2位 「家族への教育やしつけを行う」(55.9%)
- 3位 「自治会、町内会などの地域活動でモラル・マナーの向上に取り組む」(24.4%)



(9) あなたがお住まいの地域の迷惑行為の状況について

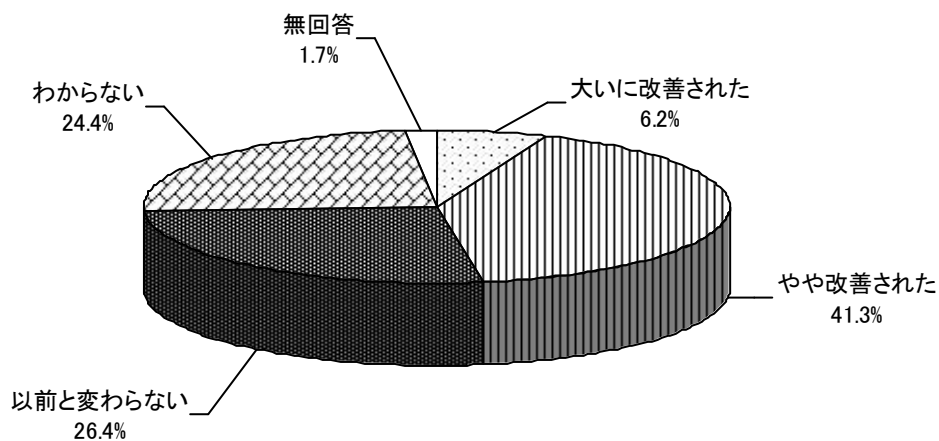
問 10 あなたのお住まいの地域における迷惑行為の状況は変わりましたか。次の中から1つだけ選んでください。

N : 1,201 人

項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 大いに改善された	74	6.2
2 やや改善された	496	41.3
3 以前と変わらない	317	26.4
4 わからない	293	24.4
無回答	21	1.7

◇ あなたのお住まいの地域における迷惑行為の状況は、

- 1位 「やや改善された」(41.3%)
- 2位 「以前と変わらない」(26.4%)
- 3位 「わからない」(24.4%)



□ 大いに改善された   □ やや改善された   ■ 以前と変わらない   ▨ わからない   □ 無回答

## 5 参考

### 過去の調査実施状況

年度	実施時期	回収	率(%)	特定テーマ調査
平成 12	9月26日～10月24日	1,736	57.9	コミュニティ意識と実態
平成 13	10月26日～11月26日	1,725	57.5	(別途実施) 青少年をとりまく環境と教育のあり方について
平成 14	9月25日～10月25日	1,849	61.6	市民力によるまちづくり
平成 15	10月10日～10月31日	1,745	58.2	住みよさを感じて誇りをもてるまちづくり
平成 16	10月12日～11月 2日	1,725	57.5	安全・安心のまちづくり
平成 17	9月20日～10月11日	1,861	62.0	市民のモラル・マナーについて
平成 18	10月 9日～10月20日	1,395	46.5	ごみ減量・リサイクルへの意識の向上について
平成 19	9月21日～10月12日	1,747	58.2	これからのまちづくりについて
平成 20	9月19日～10月10日	1,589	53.0	世界の環境首都に向けたまちづくり
平成 21	9月18日～10月12日	1,618	53.9	新しいまちづくりによる市民満足度等について
平成 22	9月18日～10月11日	1,941	64.7	多文化共生について
平成 23	9月17日～10月11日	1,547	51.6	市民のちからについて
平成 24	4月20日～5月18日	1,400	46.7	仕事の見直しのための状況調査
平成 25	6月21日～7月12日	1,395	46.5	市民のモラル・マナーについて
平成 26	6月23日～7月18日	1,275	42.5	市民主体のまちづくりについて
平成 27	6月22日～7月24日	1,365	45.5	人口減少・超高齢化を見据えたコンパクトなまちづくりについて
平成 28	6月20日～7月22日	1,322	44.1	市政満足度調査について
平成 29	6月22日～7月17日	1,201	40.0	住民主体のまちづくりについて
平成 30	6月19日～7月16日	1,053	35.1	市民主体のまちづくり(市民自治)